

令和3年4月1日
太陽交通グループ

【運送約款】を変更いたしました。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、太陽交通グループ各社では、下記の通り「運送約款」の一部変更を致しましたので、ご案内申し上げます。

運送約款変更の経緯

これまでに新型コロナウイルスの感染防止対策として乗務員の健康チェック、マスクの着用、車内の換気、車内消毒など対策を講じてまいりましたがそれに加え、ご乗車されるお客様や乗務員への感染防止対策に資するものとして、ご乗車されるお客様もマスクの着用等の飛沫感染防止対策の実施をお願いできるように運送約款の変更をいたしました。（第4条の5の新設）この変更（新設）は、マスクを着用していないお客様を一律にお断りするものではなく、マスクの着用をお願いするための変更になります。引き続き安心してご利用いただける公共交通機関としての役割を果たしてまいります。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、近年、乗務員に対するハラスメント行為（無理な要求、暴言、暴行、セクシャルハラスメント行為など）などが増加傾向にあり、安全な運行を阻害する事案も発生しております。そういった行為は犯罪行為であり、毅然と対応できる体制を整える必要性があり、そのため運送約款を変更し（第4条の4の新設）、お客様にはより安全で安心なサービスを提供できるよう努めてまいります。そして、女性乗務員、新規乗務員の採用も進む中で、安全で安心な乗務ができる環境を整えるとともに、お客様よりタクシーの安全な運行に対するご理解とご協力を賜り、安全、安心、快適にご利用いただける公共交通機関の実現を目指してまいります。

主な変更箇所（一部抜粋）

第4条の5（新型コロナウイルス感染防止対策について）

運転者は、マスクの着用をしないで乗車し、又は、乗車しようとする者に対し、その理由を聴取した結果、正当な理由ではないと認めるときは、マスクの着用を求められます。マスクの着用を求められた者が、これに応じず、当該者自身又は他の人の安全又は、健康に危害を及ぼすおそれのある場合は、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。当社は、運送の継続を拒絶する場合には、前項の者が降車するまでに掛かった運賃及び料金を求めます。

第4条の4（ハラスメント行為に対して）

旅客の当社運転者に対する法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為（本条において、セクシャルハラスメント、モラルハラスメント、その他旅客の発言、行動等が旅客の意図に関係なく、当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与える行為（以下、「ハラスメント」という。）をいう。）を差し控えて頂きます。ハラスメントがあった場合、運転者はハラスメントの中止を求め、旅客が求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶する他、運転者又は当社の判断において警察等へ通報します。また、ハラスメントにより生じた損害の賠償および、慰謝料を請求します。

禁煙車内での喫煙行為に対しての一部変更

第4条の2（抜粋）

旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めます。旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶する他、旅客が降車するまでの運賃および掛かったその他の料金を求めるとともに、喫煙が継続された場合は営業を中止して車両の清掃を行いますので、その清掃代金と営業中止における損害の賠償を求めます。

尚、令和2年11月27日の国土交通省告示第1045号で一般乗用旅客自動車運送事業標準約款の一部改正があり、車内への手回品（旅客の携行する物品）の持込み制限、道路運送法と関係法令の改正により「貸切バス」及び「タクシー」についても、旅客による車内への危険物の持込みには罰則（20万円以下の罰金）が適用されることとなりました。

太陽交通グループ

太陽交通株式会社	九運旅二第428号の3	令和3年3月16日付	認可
みどり太陽交通株式会社	九運旅二第428号の4	令和3年3月16日付	認可
北九州太陽交通有限会社	九運旅二第428号の10	令和3年3月16日付	認可
椎田太陽交通株式会社	九運旅二第428号の5	令和3年3月16日付	認可
宇島太陽交通株式会社	九運旅二第428号の7	令和3年3月16日付	認可
文化太陽交通株式会社	九運旅二第428号の6	令和3年3月16日付	認可
かんだ安全タクシー有限会社	九運旅二第428号の8	令和3年3月16日付	認可
有限会社 犀川タクシー	九運旅二第428号の9	令和3年3月16日付	認可
中津太陽交通株式会社	九運旅二第461号	令和3年3月29日付	認可

新旧対照表

新	旧
<p>一般乗用旅客自動車運送事業運送約款</p>	<p>一般乗用旅客自動車運送事業運送約款</p>
<p>第 1 条 ～ 第 2 条 (略)</p> <p>(運送の引受け)</p>	<p>第 1 条 ～ 第 2 条 (略)</p> <p>(運送の引受け)</p>
<p>第 3 条 当社は、次条、<u>第 4 条の 2 第 2 項、第 4 条の 4 第 2 項又は第 4 条の 5 第 2 項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。</u></p>	<p>第 3 条 当社は、次条<u>又は</u>第 4 条の 2 第 2 項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。</p>
<p>第 4 条 (略)</p>	<p>第 4 条 (略)</p>
<p>第 4 条の 2 当社の禁煙車両(禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。)内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。</p> <p>2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求め<u>ます</u>。<u>旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶する他、旅客が降車するまでの運賃及び掛かったその他の料金を求めるとともに、喫煙が継続された場合は営業を中止して車両の清掃を行いますので、その清掃代金と営業中止における損害の賠償を求めます。</u></p>	<p>第 4 条の 2 当社の禁煙車両(禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。)内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。</p> <p>2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求め<u>ることができ</u>、<u>旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。</u></p>
<p>第 4 条の 3 (略)</p>	<p>第 4 条の 3 (略)</p>
<p>第 4 条の 4 <u>旅客の当社の運転者に対する法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為(本条において、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントその他の旅客の発言、行動等が旅客の意図には関係なく、当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与える行為(以下「ハラスメント」という。)をいう。)を差し控えていただきます。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

2 ハラスメントがあった場合、運転者はハラスメントの中止を求め、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶する他、運転者又は当社の判断において警察等へ通報します。また、ハラスメントにより生じた損害の賠償および、慰謝料を請求します。

第 4 条の5 運転者は、マスクの着用をしないで乗車し、又は乗車しようとする者に対し、その理由を聴取した結果、正当な理由ではないと認めるときは、マスクの着用を求めることができます。

2 前項の規定によりマスクの着用を求められた者が、これに応じず、当該者自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

3 当社は、前項の規定により運送の継続を拒絶する場合には、前項の者が降車するまでに掛かった運賃及び料金を求めます。

第 5 条 ～ 第 10 条 (略)

(新設)

第 5 条 ～ 第 10 条 (略)

一般乗用旅客自動車運送事業運送約款（新）

令和3年3月16日付認可 福岡

令和3年3月29日付認可 大分

（適用範囲）

第1条 当社の経営する一般乗用旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

（係員の指示）

第2条 旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

（運送の引受け）

第3条 当社は、次条、第4条の2第2項、第4条の4第2項又は第4条の5第2項の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

（運送の引受け及び継続の拒絶）

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
- (2) 当該運送に適する設備がないとき。
- (3) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- (6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。
- (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。
- (8) 旅客が第4条の3第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき。
- (9) 旅客が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。
- (10) 旅客が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。
- (11) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするも

のに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき。

第4条の2 当社の禁煙車両(禁煙車である旨を表示した車両をいう。次項において同じ。)内では、旅客は喫煙を差し控えていただきます。

2 旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めます。旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶する他、旅客が降車するまでの運賃及び掛かったその他の料金を求めるとともに、喫煙が継続された場合は営業を中止して車両の清掃を行いますので、その清掃代金と営業中止における損害の賠償を求めます。

(手回品の持込み制限)

第4条の3 旅客は、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。

2 当社は、旅客の手回品(旅客の携行する物品をいう。以下同じ。)の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。

3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

4 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第1項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

第4条の4 旅客の当社の運転者に対する法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為(本条において、セクシャルハラスメント、モラルハラスメントその他の旅客の発言、行動等が旅客の意図には関係なく、当社の運転者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与える行為(以下「ハラスメント」という。)をいう。)を差し控えていただきます。

2 ハラスメントがあった場合、運転者はハラスメントの中止を求め、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶する他、運転者又は当社の判断において警察等へ通報します。また、ハラスメントにより生じた損害の賠償および、慰謝料を請求します。

第4条の5 運転者は、マスクの着用をしないで乗車し、又は乗車しようとする者に対し、その理由を聴取した結果、正当な理由ではないと認めるときは、マスクの着用を求めることができます。

2 前項の規定によりマスクの着用を求められた者が、これに応じず、当該者自身又は他の人の安全又は健康に危害を及ぼすおそれのある場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

3 当社は、前項の規定により運送の継続を拒絶する場合には、前項の者が降車するまでに掛かった運賃及び料金を求めます。

(運賃及び料金)

第5条 当社が収受する運賃及び料金は、旅客の乗車時において地方運輸局長の認可を受け、又は地方運輸局長に届出をして実施しているものによります。

2 前項の運賃及び料金は、時間貸しの契約をした場合を除いて、運賃料金メーター器の表示額によります。

(運賃及び料金の収受)

第6条 当社は、旅客の下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。

(旅客に対する責任)

第7条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、旅客の乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第8条 当社は、前条によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

(旅客の責任)

第10条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。